

| 会議名 | 全国自立援助ホーム協議会あり方検討委員会（ケア基準・標準化グループ）第3回 | | |
|--|--|----|---------------|
| 日時 | 2021（令和3）年10月21日（木）10：00～12：00 | 場所 | オンライン（zoom利用） |
| 出席者 役割所属 ※敬称略 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 串間範一（会長/ウイング・オブ・ハート） ・ 松本耕造（副会長/清周寮） ・ 前川礼彦（副会長/湘南つばさの家） ・ 恒松大輔（事務局長/あすなる荘） ・ 江尻飛鳥（研修：長/あい） ・ 大橋達也（広報：長/吾が家） ・ 國分健作（制度政策：副/inn） ・ 合木啓雄（調査研究：副/丸亀おひさま荘） ・ 万治貴史（事務局/カリヨンタヤけ荘） <p style="text-align: right;">／9名</p> | | |
| ○協議内容： | | | |
| ⇒結論 | | | |
| 運営指針の | | | |
| <p>○（1）支援の基本</p> <p>① 利用者に安心感、安全感、満足感につながる環境を保障する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安心感や安全感はイメージがしやすい。 ・ 身体的、精神的に危害が及ばない。 ・ まずは環境の整備。 ・ 五感に働きかける。ex:落ち着ける照明、調理のにおい、暖かい部屋。迎えてくれる準備。 ・ ホーム内や玄関の掃除、整理。壁に穴が開いているだけで安心感が損なわれる。 ・ 利用者とのコミュニケーション部分が最も試される。 ・ 利用者同士の支配関係、上下関係、力関係や小さなトラブルを見逃さない。 ・ 環境整備は職員が主導でしやすい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 満足感の定義は様々。 ・ 人によって差異が生じやすい。 ・ 満足＝要望をすべて叶える、ではない。 ・ 支援の目的になるものでもない。 ・ 利用者それぞれの自己実現、要望を察知する丁寧な関わり。 ・ ホーム入居理由や背景、入居経路等によっても差が大きい。 ・ 家庭から直接入居するケースでは、「家庭復帰をしたいけどすぐにはできない」という思いを抱えながらホームでの生活を送る。 ・ 職員主導ではなく、利用者と一緒に作られていくもので支援の肝。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食の充実。 ・ 利用者アンケート（意見表明権、権利擁護）の実施。単純に満足感を計る指標でもない。 ・ 利用者ミーティングの開催。ホームの規模によっては不公平感も生まれやすい。 <p>② 利用者に丁寧な当たり前の生活を保障する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当たり前の生活とは何か？ ・ 衣食住の保障。周りに大人が居てポジティブな声かけをされる。困ったときに相談できる環境。 ・ 自分の居場所を実感できる。 ・ 「丁寧で当たり前の生活の営み」が大切にされている。 ・ 季節毎の文化や行事、それに伴う食事の提供。 ・ それらを通して利用者の理解が深まることもある。 | | | |

- ・個人差も大きく、聞き取りから始まって、ホームでの「当たり前生活」を説明している。
- ・「ただいま」「おかえり」のある生活。
- ・言葉だけでなく、姿勢や日常生活の中で伝える。
- ・話した時に相手がいる。その対象になれる工夫、努力。
- ・利用者が大人になるイメージを持ってもらう。中庸も大事。
- ・職員同士の価値観の違いもある。職員間で「生活」のイメージを共有するのも大事。
- ・交代勤務と住み込み勤務の違いも肌で感じる。
- ・各ホームのきまりごとについて、「ルール、きまり」ではなく「約束事」と表記。
- ・居室の鍵の有無も違う。その意図や意味を丁寧に説明する。
- ・共有スペースを雑然としない。
- ・あいさつでさえハードルが高い利用者もいる。

③ 利用者の主体性を尊重する。

- ・契約書は利用者がホームに来るまでの問題行動の逆さまでできている。
但し、押さえつけて管理するための規則、きまりではなく、社会に出る上で役立つものでなければならない。なぜそのルールが定められているのかを説明できることが大事。
- ・主体性、自己選択、自己責任のバランスが大事だが、土台となる自己肯定感の育まれているのが重要。ホームでの丁寧な関わりを重ねることが主体性の保障につながると考えている。
- ・契約書から約束に表記を変更した。数少ない選択肢ではあるが、自分で選んできたという意思表示の機会。
- ・きまりが少ないホームもあって、生活の中で作り上げられるのが望ましいとは思う。
- ・入居前に丁寧に説明するのは大事。
- ・枠（きまりやルール）がしっかり決まっていた方が生活しやすい利用者もいる。
- ・自己選択を基本にしている。職員からの選択肢を示すことも少なく、自分がどう思っているか、どうしたいかで決める。時間もかかるし、失敗も多い。
- ・失敗を恐れて行動できない利用者もいるが、失敗で終わらせず、経験に変えるよう促す。
- ・職員側の足並みを揃えることにも注力している。
- ・躓きや失敗が予見されても反対せず、フォローを繰り返す。
- ・「待つ」ことのさじ加減は難しい。
- ・退居までにできるようになったらいいな、というものも決まりの中に含んでいる。
- ・失敗しないとわからないことも多く、取り返しのつく範囲ならばホームに居る間にたくさん失敗してほしい。失敗しちゃだめだと思っている利用者も多い。
- ・関りには3つある。…管理指導・お世話・主体性の保障。それぞれの段階で長短ある。
- ・～してあげる。という立場、視点は本当に対等な関係か。利用者が望んでいることなのか、職員がしたいことなのか、を考える。
- ・利用者の半歩後ろを歩くイメージで関わっている。
- ・待つ＝放任ではない。「無監督の監督」何もせずに見守る。自由と無軌道は違う。
- ・限られた選択肢ではあるが、選ぶのは利用者自身。これからの人生は自分で歩む。
- ・導入部分から丁寧に関わる。
- ・どう考えても不適切な関わりについては、職員はこう感じたということは伝える。
- ・他のホームの見学を推奨。
- ・管理指導という言葉を撤廃した。職員の肩書も指導員ではなく、援助スタッフ。
- ・約束＝施設が管理しているイメージが強い。ホームに居る条件提示のようなイメージ。。
- ・お世話＝相談援助。
- ・児童養護施設は育ちの保障、自立援助ホームは社会に出る半歩手前を支える。

- ・正しい指導管理もある…自律につながる。
- ・本来であれば生まれてから保障されるべきステップを踏んでいない利用者が、社会に出て守るべきこと、当たり前のことを契約書に記している。ex:自主起床・夜更かししない
- ・自己責任のあり方。困ったとき、失敗したときに助けを求めたり、謝ったりできるかが大事。

④ 利用者の発達課題に考慮して支援する。

- ・発達の違い＝個性と捉えるようにしている。
- ・できることが限られている子には職員の勤務形態を例に挙げて声かけしている。調理スタッフがいたり、同行支援スタッフがいたり。
- ・職員側の知識不足…研修に注力している。
- ・先を見据えての支援も必要なので、色々な関係機関の力を借りながら支えている。
- ・利用者にとっての応援団を増やす。
- ・利用者全員が手帳ケースまたは未所持でもグレーなケースの場合もある。
- ・「どんな傷つきがあって、どんなことをしてきたのか」と思いを馳せながら、自分の見立てとのバランスを取るのが難しい。
- ・チャレンジさせるだけだと傷付きだけを増やすこともある。個人の特性への理解が大事。
- ・アセスメント段階での児童相談所からの情報は骨組みで、そこに思いを馳せ、利用者の置かれていた状況や心情を思い浮かべることが大事。
- ・特に家族のことは「わかってほしいけど、わかってほしくない」複雑な部分。
- ・働くことは生きていく手段の一つだが、自立援助ホームの最重要な役割ではなく、傷つきの回復がなされなければならない。
- ・情報が利用者理解のフィルター（思い込みや偏見）になり得ることを忘れずに関わる。個人個人に目を向けて支援する。
- ・場の力を活用する。強制的にやらせるのではなく、うまく波に乗れるように支援する。
- ・発達段階の理解をし、個別支援を行う。

⇒串間会長よりコメント

- ・総論あつての各論
- ・当たり前の生活といっても様々…
- ・安全安心の生活は自分で築いていく。それが生きる力。
- ・待つ支援は大変。担うスタッフを支えるのがホーム長。

次回 | 日時：11月18日（木）10:00～12:00 場所：オンライン（zoom）